

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社スタッフNEO(以下「甲」という。)と従業員代表は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

- 第1条 本協定は、甲以外の企業に派遣され、派遣先企業の指揮命令を受けて業務に従事する派遣労働者として雇用された者(以下「対象従業員」という)に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、退職手当とする。

(賃金の決定方法)

- 第3条 対象従業員の基本給、賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとおりとする。

(一) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和4年8月26日付職発0826第1号「令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」(通達別添2)とする。

(二) 通勤手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し、「一般の労働者の通勤手当に相当する額」と「同等以上」を確保するものとして、当該額を71円(時給換算額)とする。

(三) ① 退職手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し、前払い退職金とする。
② 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、通達別添2に定める額に5%を乗じた額(1円未満の端数切り上げ)とする。

(四) 地域調整については、就業先が所在する地域について局長通達に定める「都道府県別地域指標」を適用する。

(五) 時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し、賃金規定に準じて、法律の定めに従って支給する

第4条 対象従業員の基本給、賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした通りとする。

(一) 通達別添2の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。

(二) 通達別添2の職務給において、一般労働者の平均の賃金との対応関係は次の通りとする。
「職業安定業務統計」又は「賃金機構基本統計調査」の0年次から10年次の職務レベルの一般労働者の平均的な賃金と同額とする。

(三) 対象従業員の職務に係る経験の蓄積、能力向上があつたと確認された場合には、
基本給を増額する。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、
その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第5条 賞与の決定は、賃金規定第26条に基づき、賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第6条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、株式会社スタッフNEO就業規則の規定を準用する。

(教育訓練)

第7条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社スタッフNEO教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和6年1月5日から令和7年1月5日までの1年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める対象従業員の賃金の額を基礎として、対象従業員の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和6年1月5日

甲 株式会社スタッフNEO

代表取締役取 國武 拓海 印



乙 株式会社スタッフNEO

従業員過半数代表者 井上 雅也

